

平成19年第4回定例
夕張市議会会議録
平成19年12月21日(金曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第1 議案第1号 平成19年度夕張市一般会計補正予算
議案第2号 平成19年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
- 第2 議案第3号 夕張市立学校設置条例の一部改正について
議案第4号 夕張市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- 第3 議案第5号 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第4 議案第6号 空知教育センター組合規約の変更について
- 第5 議案第7号 夕張市公平委員会委員の選任について
- 第6 議案第8号 夕張市事務分掌条例の一部改正について
議案第9号 夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第10号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
議案第11号 指定管理者の指定について
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第9 第7回臨時市議会認定第1号 平成18年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
第7回臨時市議会認定第2号 平成18年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決

算の認定について

第7回臨時市議会認定第3号 平成18年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第4号 平成18年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第5号 平成18年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第6号 平成18年度夕張市宅地造成事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第7号 平成18年度夕張市観光事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第8号 平成18年度夕張市住宅管理事業会計歳入歳出決算の認定について

第7回臨時市議会認定第9号 平成18年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について

- 第10 報告第1号 例月現金出納検査の結果について
報告第2号 例月現金出納検査の結果について
報告第3号 例月現金出納検査の結果について

第11 意見書案第1号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

第12 意見書案第2号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書

第13 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書

第14 意見書案第4号 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書

第 15 意見書案第 5 号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 加藤喜和君 これより平成 19 年第 4 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

新山議員

山本議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に

配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、議案第 1 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 2 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君 (登壇) 議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算についてであります、今回の補正は財政再建計画に基づいた行財政運営に努めながらも、北海道の施策に呼応した地域再生関連事業の実施や、ゆうばり文化スポーツセンターをはじめとする公共施設における小規模修繕に対応するための所要額を補正しようとするものであります、その財源につきましては、今年度において契約事務の見直しにより、これまで以上に競争性をもたせた結果や効率的な行政執行により、各事業において生ずる見込みとなる余剰財源を組み替えることにより確保し、財政再建計画の変更を要しない範囲において予算の補正を行おうとするものであります。このため第 1 条歳入歳出予算の補正においては、その総額につきましては変更を要しないものであります、その主な内容につきましては、9 ページ、一般会計歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、職員による休日日直業務を廃止し、新たに業務委託するための委託料及び小規模修繕並びに除雪ボランティア支援のための除雪機材の購入経費を計上し、賃金及び職員定期健康診断手数料等の不用額について減額するものであります。

10 ページ、3 項徴税费につきましては、市税の口座振替手数料所要額を計上するものであります。

11 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては、国民健康保険事業会計との関連による繰入金所要額等を計上し、生活バス路線維持事業補助を減額するものであります。

12 ページ、2 項児童福祉費につきましては、児童手当給付金所要額を計上し、修繕料を減額するものであります。

13 ページ、3 項生活保護費につきましては、生活扶助等給付費を減額するものであります。

14 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、共同浴場運営に係る光熱水費及び小規模修繕料所要額を計上し、民営公衆浴場運営費補助を減額するものであります。

15 ページ、2 項清掃費につきましては、消耗品費等の不用額を減額するものであります。

16 ページ、7 款商工費、1 項商工費につきましては、市場事業会計との関連による繰入金所要額等を減額するものであります。

17 ページ、8 款土木費、3 項都市計画費につきましては、契約事務の見直しにより減額となった滝の上公園管理委託料等を減額するものであります。

18 ページ、4 項住宅費につきましては、公営住宅集約事業に係る経費所要額を計上するものであります。

19 ページ、9 款消防費、1 項消防費につきましては、団員退職報償金所要額を計上するものであります。

20 ページ、10 款教育費、5 項保健体育費につきましては、ゆうばり文化スポーツセンターに係る小規模修繕費所要額を計上するものであります。

21 ページ、12 款諸支出金、1 項過年度過誤納還付金につきましては、国庫負担金及び道負担金等の過年度過誤納還付金所要額を計上するものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、国庫負担金及び道負担金について、歳出との関連により予算計上及び減額をするものであります。

第2条、債務負担行為の追加につきましては、財

務会計システムの更新を円滑に行う必要があるため、4 ページの第2表に記載のとおり追加をしようとするものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第2号平成19年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、第1条歳入歳出予算の補正において主に平成20年度から施行される後期高齢者医療保険制度において、国が保険料の賦課徴収について、激変緩和措置を講ずることに伴い、これまで整備を進めていた電算システムの見直しに対応するための改修経費所要額を補正するもので、これに見合う歳入については、他会計繰入金と同額を計上するものであります。歳入歳出予算の補正額は、880万7,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は22億5,854万6,000円となるものであります。

以上で国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第1号及び第2号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本2議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第2、議案第3号夕張市立学校設置条例の一部改正について、議案第4号夕張市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について、以上2議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 3 号及び議案第 4 号の 2 議案一括して、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 3 号夕張市立学校設置条例の一部改正についてであります。本案は、南部岳見町に設置の幌南小学校及び南部夕南町に設置の幌南中学校につきまして、平成 20 年 3 月 31 日をもって清水沢小学校及び清水沢中学校へそれぞれ統合し、廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 4 号夕張市学校給食共同調理場設置条例の一部改正につきましては、幌南小学校及び幌南中学校の廃止に伴い、夕張市幌南小・幌南中共同調理場を廃止するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 3 号及び第四号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 5 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 5 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、

提案理由をご説明申し上げます。

夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の定めるところにより、あらかじめ北海道と協議並びに市議会の議決を要することとなっております。本案は、本市の教育振興を図るため実施をしようとするスクールバス購入事業を追加することについて北海道知事と協議が整いましたので、本案のとおり計画の一部を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 6 号空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 6 号空知教育センター組合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、美唄市より平成 20 年 3 月 31 日をもって市立教育研究所を閉鎖し、平成 20 年 4 月より空知教育センター研究部門への加入の申し出があったため、空知管内の教職員の研修及び研修に係る調査研究に関する事務等を共同処理する市町の数を増加するため規約の変更を行うことについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議を受けましたので、これに同意するため地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

●議長 加藤喜和君 日程第 5、議案第 7 号夕張市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 7 号夕張市公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現公平委員会委員であります秋元嘉代さんが本年 12 月 25 日をもって任期満了となりますので、その後任として板谷信男さんを適任と認め、選任することについて、同意を得ようとするものであります。

板谷さんの略歴を申し上げます。板谷信男さんは昭和 23 年 3 月 1 日生まれ、59 歳であります。昭和 41 年 3 月、道立夕張南高等学校を卒業、同年 4 月から昭和 45 年 9 月まで夕張商工会議所に勤務され、同年 10 月から昭和 50 年 5 月まで夕張セントラル観光株式会社入社、同年 6 月から昭和 58 年 4 月まで同社代表取締役を務められた後、昭和 58 年 5 月に夕張商工会議所に事務局次長として復職、昭和 59 年 11 月から昭和 62 年 3 月に退職されるまで同会議所事務局長を務められるとともに、同年 4 月に夕張市議会議員に当選し、以来、平成 19 年 4 月の任期満了により退任されるまで 5 期 20 年にわたり夕張市議会の要職を歴任され、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案はこれに同意すること決定されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、議案第 8 号夕張市事務分掌条例の一部改正について、議案第 9 号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 8 号夕張市事務分掌条例の一部改正についてであります。本案は、法の下での財政再建を実施するにあたり、今後の職員数の推移を踏まえ、行政組織を再編し機能的及び合理的な事務事業の執行を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容につきましては、現行の 7 課 20 係を 1 室 4 課に再編して、大きくりの組織体制にすることによって従来の係の枠に制約されることなく、課全体で知恵を出し合うことにより、組織としての問題解決能力を高め、組織全体の活力を高めるとともに、視野の広い行政の推進を図ろうとするものであります。

次に議案第 9 号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。課の再編により上下水道課を建設課の中のひとつのグループとして位置づけるため、本案のとおり条例の一部を改

正しようとするものであります。

以上、議案第8号及び議案第9号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

山本議員

●山本勝昭君 この件について、何点か質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

従来、この手の議案についてはですね、委員会等に諮られながら十分に中身を検討してですね、議案として提出されて決めていたというのが今までの慣例ではなかったかなと思っておりますけれど、今年になってもですね、最近の常任委員会も11月13日、27日、12月7日と3回開かれておりますけれども、それにもお示しをいただかないで、この本議会でもっていきなり議案として提案されたというところがございますから、その中身等も十分に議会としても話し合いを持っていませんので、その辺も含めながらですね、詳しい説明を求めたいと思っております。それとなぜこのような状況でもってですね、十分に論議されない中で1月1日から執行しようとするのか。本来であれば、十分に論議をもって新年度からと言うのであれば、これからの論議ですから理解もできますけれど、それもどうも理解に苦しむということでございますから、それも含めての説明をお願い申し上げます。

それといま提案理由の中で、財政再建下によって今後の職員数の推移の関係もあるというお話もされておりました。これまさにこのとおりなんです。この問題については、6月の議会からもまた常任委員会等でもね、議員からも種々指摘をされながらこの問題の解決に向けて努力して欲しいというお願ひをしてありますから、そういう面では突き進んだ内容検討をされたのかと思っておりますけれど、問題はその担当する職員に対してどのような話し合いをされて、どのような理解を得ているのか。その辺も私ど

もに伝わってきませんので、それも合わせてご説明いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

●議長 加藤喜和君 副市長

●副市長 羽柴和寛君 山本議員からの機構に関するご質問でございますけれども、議会との協議説明もない中で、尽くされない中で早急に行うということについての必要性等を含めてのご質問だと思っておりますけれども、まず機構改正に至った経緯、あるいは背景について若干の説明をさせていただきます、ご理解を賜りたいと思っております。

昨年度平成18年度末に実施いたしました勸奨退職制度。こういったことにより多くの職員が退職をして、今年度に入ってもさらに多くの職員が退職をして、その退職が止まらないという中で、市といたしましても今年10月に職員からいろいろ聞き取り調査を実施をしたところでございます。その結果二十数名ということで退職の意向があったということが判明いたしまして、このような事態を想定する、行政サービスに影響が出ること、そういったことが懸念されている状況にあります。こういったことから、市といたしましては行政執行体制、これを確保するために職員の退職抑制方策、これを早急に講じなければならぬ。こうした認識を持っております。そういった中で検討を進めてきたものでございますけれども、職員の退職を抑制するために、職員のまず事務負担を軽減をしてですね業務の効率化を図る。まずそれが基本としてですね、さらに事務事業の見直しを進め、民間委託などのアウトソーシング、あるいは再建計画の費用の問題もありますので、そういった検討を進めてきたところでございますけれども、実態としましては宿直の業務委託などについては実際に行ってきたところでありますけれども、まだまだ多くは今後検討を要するところでございます。

合わせて行政組織の見直しについて検討してきたものでございますけれども、これはいろいろと道とも協議をしてきた結果でございますけれども、グループ制の導入、これらについては業務の効率化に資

するということだということで、再建計画の変更を要しないという助言も道からいただいております。そういったことから早期の実施が可能ということではないかと鋭利検討してきたところでございます。ただ、しかしながら検討に時間を要しまして、この本会議開催直前にですね、ようやく案ができあがったということが実態でありまして、そういったこともあります。一方、退職の抑制効果、そういったことを出していくために、そういう効果を出していくためにはやっぱり早期の導入実施、これが不可欠ということで、1月ということで2月以降になると手遅れになるのではないかとということで私ども判断いたしまして、1月1日からの実施ということにさせていただきます。このように思っております。

こうしたことを踏まえて、時間のなかで議論をしていただくことにつきまして、大変申し訳なくご理解をいただきたいと、このようにお願い申し上げます。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

●議長 加藤喜和君 副市長、もう一度そうしたら・・・。

山本議員。

●山本勝昭君 職員の話し合いはどうなっていました。この問題そういう質問しているんですよね。一番担当する職員とはどのような話し合いをなされているのか。それについてはどのような反応があるのかね。大事な問題だと思うんですよ。

もう一度質問しますけれどね。これ計画では現行116名を115名体制で実行するということですよ。そういうふうに私ども聞いておるんですけども。確かに退職抑制するためにやるんだということが大きな問題なんです。しかし実際問題ね、職員意向調査も受けながらこれが実際の抑止効果があるのかどうなのか。それを十分に把握をされての計画だと思うんでね。そこら辺を含めてどのような経過なのか。それをさっきから聞いているんでね。

●議長 加藤喜和君 副市長。

●副市長 羽柴和寛君 職員との関係ですけれど

も、私ども職員組合といろいろと協議をしておりますけれども、これについてはやはり退職抑止といたしますか、それぞれの職場でいろいろと職員が少ないとか業務が多いとかいうことで、やはり事務負担を軽減していきたいと。そのためには総力戦で職員が一体となってですね、やっていくようなシステム、そういうグループ制という要するに柔軟な、そしてまた迅速な意思決定というようなことも含めてですね、そういった行政運営の確保を図りたいということで理解を求めています。そういった中で、組合の中でもご論議されると思いますけれども、そういったことで職員の皆様には私どもの案についてご理解を賜っている、説明をしているということでございます。

●議長 加藤喜和君 山本議員。

●山本勝昭君 職員組合に対して説明するのはもちろん大事なことですよね。私が知りたいのは、その中で職員組合の対応はどうなんですかということですね。先ほど言った116名が115名で今考えていて、既に退職意志が、30名近くの方が3月末をもって退職したいんだと。そういう意向が出されている中であって、それを抑止するための対策だと言われればそのとおりなんですけれど、そういう危険な状態である中でもって、そういう対策も含めての検討も十分されていると思いますけれど、そういうこと職員組合を含めての話し合いというのは大変大きな要素を含んでいると思うんですよ。だからお願いだけでこれが通るのかどうか。そこら辺が、大変心配されるものですからね。人事のことにだけは口を出しません。これは議会としても口が出せる範囲ではないですから。そこら辺も明確に答弁できればですね、答弁していただきたいなと思います。

●議長 加藤喜和君 副市長。

●副市長 羽柴和寛君 職員の皆さんにいろいろとご理解をしていただく時間が大変少なくて申し訳ないと思っておりますけれども、先ほどもちょっとご答弁いたしましたけれども、業務の効率化を図るということでいろいろな手法を使いながらですね、

事務事業の見直し、職員の事務負担を軽減していくということの基本にして説明をさせていただいているということで、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

はい、山本議員。

●山本勝昭君 これ大変難しい問題なんでね。今ここで徹底的にやると、この議案ここでもって可決ということにいかない状態になると思うんですよ。それで継続審議ということにもならないと思うし、私から言えば退職抑止効果が出ればそれに越したことはないですから。行政としてもこの辺の努力はこれからもされると思いますけれど、いずれにいたしましてもね、1月1日からの対応ということになると、残すところ10日間なんですよ。その中でもって職員組合も含めながら職員の皆さんにどんな理解を得ていくのか。まだ年内ありますのでね、議会としてもこの辺含めながら検討する余地もあろうかと思えますけれど。これ困りましたね。そういうことでもって、早急にもう一度その辺精査しながら報告していただきたいなと思います。私からとりあえずこうやって言うておきますけれど、ほかの議員の皆さんも恐らくこの問題について質問があらうかと思えますから。その辺の質問も議長ぜひ皆さんから引き出してもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

●議長 加藤喜和君 ほかに・・・。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君 職員の皆さんにですね、グループ制というものだとか、そういったものに理解を深めていくということで年内に予定をしておりますけれど、グループ制の制度、機構、何を指していく、これは若干の説明をさせていただいているところでございますけれど、研修を一応2日間くらいやってですね、理解を深めて、そういうことで効率的な柔軟なそういう組織にしていけるようにですね、説明なり、職員の中で理解を深めていただくということで研修を予定しているところでございますので、若干補足で答弁させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

●議長 加藤喜和君 山本議員。

●山本勝昭君 最後のお願いになりますけれどもね、これで抑止効果になればこんなにいいことはないですから。このものに反対するものではないです。ですから十分に職員の皆さんと話し合いを持たれてね、持たれて抑止効果をさらに出せるように、行政能力が維持できるように、さらに今より良くなるように、ぜひ今のそういう研究会というんですか、持たれてやるということですから、それに期待します。その経過をあとからまた報告受けますけれど。とりあえずそういうことで、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長 加藤喜和君 ほかにございますか。

よろしいですか。

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではほかに質疑がないようでありますから、これで質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。
本2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本2議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第7、議案第10号夕張市観光施設設置条例の一部改正について、議案第11号指定管理者指定について、以上2議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第10号及び議案第11号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 10 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてであります。本案は第三セクター夕張観光開発株式会社破産管財人から無償譲渡を受けることとなりましたファミリースクールひまわりについて、本市の観光施設として設置するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 11 号指定管理者の指定につきましては、無償譲渡を受けることとなったファミリースクールひまわりの施設について、現在、破産管財人と運営委託契約を締結し、施設の管理運営を行っております加森観光株式会社を指定管理者に指定することにより、本施設の円滑かつ継続的な管理運営と同社が指定管理している宿泊施設ホテルシュエパロ及びホテルマウントレースイやその他の観光施設との一体的な有効活用に資することから、同社を本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第 10 号及び議案第 11 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

角田議員。

●角田浩晃君 ただいま説明を受けました議案第 11 号指定管理者の指定について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これまでの夕張市の観光施設における指定管理の決定につきましては、公募を行い、第 3 者の選定委員会において決定をし、という経緯がありました。このたびのファミリースクールひまわりにつきましてはこれらの手順を踏むことなく、従来どおり営業している中で継続という考え方を示されたところでありますが、前段の公募または選定委員会という手順を踏まずにやってきたこの最大の理由を説明してください。

●議長 加藤喜和君 地域再生課長。

●地域再生課長 畑山栄介君 公募によらないこ

とになった理由というところでございますけれど、夕張市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条によりますとですね、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、当該施設の性格、規模、機能が公募することが適さないと認められるときに限りですね、公募しないということといたしております。

今回につきましては、先ほどご説明も申し上げましたけれども、ホテルマウントレースイ、ホテルシュエパロ、こういったものは主に個人向けでございます。ひまわりについては学校研修など団体向けということで観光施設を一体的、相乗的に運営するに当たって、宿泊施設につきましてもですね、こういった個人から団体まで一体的に事業を展開していくということ必要であること。それからまた、平和運動公園、それからスキー場等、団体観光客もそうですが学校の関係者、児童・生徒等も泊まるというので、そういったことからの役割からすればですね、各種宿泊施設と観光施設を一体的な運営していく必要があるということと、この施設の現状おかれている状況が運営委託を結んでおまして、先にもですね今後予約も入っているということで、夕張市内の観光施設が継続的にまた円滑に運営されていくという、そういう観光施設全体の信頼性ということもあると。ということで継続性が一番重要であろうというような状況に鑑みまして、このたびは公募しないこういった形でご提案させていただくという次第になったこととでございます。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 ただいまの説明によりますと、観光施設、ファミリースクールひまわりを含めて、全体の相乗効果の中でひまわりを公募せず、こちらから指定したという、そういう結論でよろしいですね。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

ほかにございますか。

高橋議員。

●高橋一太君 ちょっと今の件で、関連なんですけれども。いま課長がおっしゃったとおり第 5 条の

公募によらず指定管理者は市長が選定することができるということなんです。今も角田議員から質問あったとおりでなんですけれども、それで選定委員会かけずでわかったんですが、これ一応選定委員のですね、委員長さん初め、今日までさまざまな指定管理を結ぶに当たって選定委員の委員会というものを構成していたと思うんですけど、少なくともそちらの方とのですね、結果的な報告と言いましょうか、その辺の整合性というか、報告等含めてですね、その辺あったらちょっと教えていただきたいのと、どういう判断でその辺選定委員の皆さんお持ちなのが、その辺ちょっとお示しいただきたいと思います。

●議長 加藤喜和君 地域再生課長。

●地域再生課長 畑山栄介君 公募によるときにですね、選定委員会を開いて選定基準それから選定そのものを行うという委員会がございます。今回は公募によらないというふうに市が判断しておるということで、選定委員会にかけずにいても手続き的には瑕疵はなからうとは思いますが、念のために選定委員会の委員長さんにご連絡いたしました。で趣旨について、先ほど申し上げた趣旨を説明したところ、そういったことであればということで、わざわざ選定委員会を開くまでもないという納得をいただいたということで、手続き上も事実上の確認もいたしているところでございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。

選定委員のことについては承知しました。

それとちょっと条例上ですね、ひまわりの施設料金の関係なんですけれども。これ当然相手があることですからこの場でですね、どうこうということにはならないのかも知れませんが、今回お示しされているのが宿泊料 6,500 円というひとつの部分だけの料金設定で定められているんですが、これ例えば今まで含めて例えば研修室ですとか、あるいは会議で使うような場合のそういった施設料金というものは、今後この辺ひまわり自体がそういうものを取っていかないのかどうか含めて、その辺何か情

報があるのであればお聞かせいただきたいと思いますし、もしそういったものを今までどおりやっていくとするならば、その辺の料金体制というのも例えば条例として定めておかなければいけないものにはなってくるのではないかと思いますけれど、その辺どうなんでしょうかね。

●議長 加藤喜和君 地域再生課長。

●地域再生課長 畑山栄介君 まず額については現状現在、中学生以上 6,500 円、それから小学生 5,800 円として児童・生徒を受け入れているという状況でございます。今回その 6,500 円ということで施設の継続的な運営の観点から、その額で今これから指定管理者等したいという、今実際運営委託しております加森観光にも協議したところ、当面はまずその値段で考えていきたいと。そのあと状況を見ながら、随時条例等で市と協議していきたいということを考えているということでございます。今回条例の設定に当たっては現状の中学生以上ということでの 6,500 円ぎりぎりを条例上の額とさせていただいておりますので、それ以上に上がるということは今のところないと。その中でですね中学生以上 6,500 円、それから小学生で 5,800 円ということでやっていくということで、今後また協議していくということにしております。

それからまた体育館とか研修室等、単館の利用につきましてですが、これにつきましては修学旅行とか研修旅行の団体の児童・生徒が宿泊するという時には、当然学級とか集団での寝泊りになるので、体育館とか研修室も同様に宿泊するときに使うと。その時に一般客の混在についてはですね、なかなか利用改善して欲しいという申し入れも過去あったというふうに聞いております。ひまわりの優位性というところでいきますと、団体客が宿泊、それから体育館、研修、そういったものを一体してやっていくということがあるということで、それを活かしてやっていくと。今後ですね、利用客等々のニーズなどもお聞きしながら体育館とか研修室の単館そのものだけを使うことのニーズがあるのかということと、そ

れから団体客そのものが入っているときに体育館が使えないとか、研修室がほとんどほかのところに使われていて使いにくいということになると、団体客としてその施設を利用していくことでの優位性というものも、ちょっと考えていかなければいけないだろうと。といういろいろな状況を鑑みまして、あとは最終的には使う人のニーズなんかをお聞きしながら、引き続きですね、加森観光を指定管理者として議決いただいた後に協議していきたいと考えております。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を結びたいと思います。

次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 8、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現人権擁護委員である梶田秀男さんは本年 3 月 31 日をもって任期満了となり、また本間照子さん、矢野雅昭さんは、平成 20 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として梶田秀男さんに代わり平村美千子さんを適任と認め、また、本間さんと矢野さんについてもそれぞれ適任と認め、

再度推薦いたしたく、諮問するものであります。

平村さんの略歴を申し上げます。平村美千子さんは、昭和 33 年 10 月 10 日生まれ、49 歳であります。昭和 52 年 3 月道立夕張南高等学校を卒業、同年 4 月から昭和 56 年 10 月まで西部クレジットに勤務、昭和 57 年から昭和 63 年までヤクルト化粧品販売ほか民間会社数社で勤務され、また平成 9 年 9 月から夕張市婦人交通安全指導員、平成 15 年 4 月から夕張市青少年指導委員、平成 16 年 4 月から夕張市防犯団体連合会理事、平成 19 年 12 月から民生委員・児童委員など数多くの公職に就かれ、現在に至っております。

なお、本間輝子さんと矢野雅昭さんの略歴につきましては、省略をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これを可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は可とすることに決定されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 9、第 7 回臨時市議会認定第 1 号、平成 18 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 2 号平成 18 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 3 号平成 18 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 4 号平成 18 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 5 号平成 18 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 6 号平成 18 年度夕張市宅地造成事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく

認定第7号平成18年度夕張市観光事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第8号平成18年度夕張市住宅管理事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第9号平成18年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、以上9案件一括議題といたします。

本9案件は、いずれも決算審査特別委員会に審査を付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

山本議員。

●山本勝昭君 ただいまから、平成19年第7回臨時市議会において本委員会に審査を付託されました、認定第1号ないし第9号の平成18年度各会計決算の認定についての9案件を審査した経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本特別委員会は議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は、省略したいと存じますのでご承知のほどお願い申し上げます。

審査は、冒頭理事者から概括的な説明を聴取した後、大綱的な質疑を行い、次いで決算書の一般会計から款毎に精査し、最後に各証書類について慎重に照査を行ったところであります。

その結果、認定第1号ないし9号の9案件については全会一致をもって、いずれもこれを認定すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

決算審査特別委員会に審査を付託しておりました認定第1号ないし、第9号に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとするものです。

本9案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本9案件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第10、報告第1号ないし第3号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上、3案件一括議題といたします。

これより質疑にはいりません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第11、意見書案第1号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、伝里議員ほか8名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第12、意見書案第2号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、島田議員ほか8名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 13、意見書案第 3 号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 14、意見書案第 4 号 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、正木議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 15、意見書案第 5 号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高橋議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

●議長 加藤喜和君 本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 加藤喜和君 これをもって、第 4 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 26 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 加藤 喜和

夕張市議会 議員 新山 純一

夕張市議会 議員 山本 勝昭